



日本共産党

前豊島区議会議員

2020年 6月号

森とおる NEWS

森とおる
事務所発行

東京都豊島区上池袋3-46-2
東京都豊島区南大塚1-19-3

自宅 〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-6-12 TEL 03(6912)0135

高齢者が使える 豊島区の住宅制度

「都営住宅が当たらない」と嘆かれています方が多いのですが、他にも利用できる住宅制度があります。

今回、豊島区が行なっている住宅事業の中から、高齢者が使える制度の概要を紹介します。

気になる制度がありましたら、私にお声をかけてください。

福祉住宅 つつじ苑

区内に5年以上住んでいる65歳以上の方が、申し込みできる区が運営する住宅。募集は、毎年6月で、都営住宅と同じくらの家賃。

安心住まい提供

民間アパートが、取り壊しなど家主の都合により立ち退き要求を受けた65歳以上の世帯に、区が借り上げている民間住宅を提供する制度。都営住宅と同じくらの家賃。

対象者：区内に2年以上住んでいる方、他

住み替え家賃助成制度

民間アパートに住んでいる60歳以上の世帯が、取り壊しなど家主の都合により立ち退き要求を受けた場合に転居した家賃の一部を助成。

対象者：区内に2年以上住んでいて、同じく区内に転居する方、他

助成金の上限：月額15,000円（7年間）

区営住宅

東京都から都営住宅の管理運営を区に移管するなどしたのが区営住宅。区内に1年以上住所を有していることや、所得基準額が月額158,000円以下であるなど、申し込み資格は都営住宅とほぼ同じ。

募集は毎年12月頃行い、抽選で登録順位を決定する。

★ 4月から要件が緩和された国の制度

住居確保給付金

自治体が窓口で、原則3か月（最長9か月）の家賃を家主に支払い、返済は必要ないという制度。

従来は失業者向けの制度だったが、仕事に就いたままでも受給できるようになった。65歳未満の年齢制限も撤廃されて高齢者も対象となり、コロナで勤務日数が少なくなった従業員や、受注が減ったフリーランスも利用できることに。

＜収入と資産が下の基準額を下回ること＞

単身世帯：月収137,700円 資産50万4千円
支給額 53,700円

2人世帯：月収194,000円 資産78万円
支給額 64,000円

3人世帯：月収241,800円 資産100万円
支給額 69,800円